

# ○海上自衛官服装細則

昭和40年12月25日

海上自衛隊達第90号

- 改正 昭和42年7月28日 海上自衛隊達第44号〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕
- 昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達20条による改正〕
- 昭和43年2月26日 海上自衛隊達第4号〔第1次改正〕
- 昭和43年3月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正〕
- 昭和43年11月8日 海上自衛隊達第61号〔第2次改正〕
- 昭和44年3月15日 海上自衛隊達第14号〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和45年3月2日 海上自衛隊達第9号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕
- 昭和45年7月1日 海上自衛隊達第40号〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和45年9月28日 海上自衛隊達第73号〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕
- 昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕
- 昭和51年3月15日 海上自衛隊達第6号〔第3次改正〕
- 昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則10項による改正〕
- 昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕
- 昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕
- 昭和53年12月28日 海上自衛隊達第39号〔第4次改正〕
- 昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達16条による改正〕
- 昭和55年12月5日 海上自衛隊達第26号〔海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕
- 昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕
- 昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕
- 昭和56年7月14日 海上自衛隊達第27号〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕
- 昭和56年10月28日 海上自衛隊達第35号〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕
- 昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕
- 昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕
- 昭和58年2月4日 海上自衛隊達第5号〔第5次改正〕
- 昭和58年6月28日 海上自衛隊達第28号〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕
- 昭和58年11月24日 海上自衛隊達第44号〔第6次改正〕
- 昭和59年9月3日 海上自衛隊達第20号〔第7次改正〕
- 昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕
- 昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕
- 昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和63年1月28日 海上自衛隊達第1号〔第8次改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達29条による改正〕

平成元年3月20日 海上自衛隊達第11号〔第9次改正〕

平成2年4月16日 海上自衛隊達第10号〔第10次改正〕

平成2年8月9日 海上自衛隊達第20号〔第11次改正〕

平成4年2月14日 海上自衛隊達第4号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成4年8月10日 海上自衛隊達第32号〔国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行に伴う訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条の改正〕

平成5年4月27日 海上自衛隊達第16号〔第12次改正〕

平成6年10月6日 海上自衛隊達第26号〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成6年12月13日 海上自衛隊達第32号〔第13次改正〕

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

平成8年7月24日 海上自衛隊達第21号〔第14次改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正〕

平成10年4月9日 海上自衛隊達第17号〔第15次改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達28条による改正〕

平成11年12月9日 海上自衛隊達第21号〔第16次改正〕

平成12年1月26日 海上自衛隊達第1号〔第17次改正〕

平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

平成12年6月13日 海上自衛隊達第22号〔第18次改正〕

平成12年11月6日 海上自衛隊達第32号〔第19次改正〕

平成12年12月8日 海上自衛隊達第36号〔第20次改正〕

平成13年2月23日 海上自衛隊達第6号〔第21次改正〕

平成13年3月22日 海上自衛隊達第10号〔第22次改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達25条による改正〕

平成14年3月29日 海上自衛隊達第28号〔第23次改正〕

平成14年7月10日 海上自衛隊達第39号〔第24次改正〕

平成14年12月3日 海上自衛隊達第52号〔第25次改正〕

平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

平成15年3月31日 海上自衛隊達第25号〔第26次改正〕

平成15年3月31日 海上自衛隊達第26号〔第27次改正〕

平成16年4月6日 海上自衛隊達第11号〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第6条による改正〕

平成17年3月31日 海上自衛隊達第14号〔第28次改正〕

平成17年7月1日 海上自衛隊達第29号〔第29次改正〕

平成17年11月7日 海上自衛隊達第37号〔第30次改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第11号〔第31次改正〕

平成18年4月3日 海上自衛隊達第20号〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕

う関係海上自衛隊達の整理に関する達第12条による改正]  
平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第24条による改正〕  
平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕  
平成20年3月31日 海上自衛隊達第27号〔第32次改正〕  
平成20年7月7日 海上自衛隊達第43号〔第33次改正〕  
平成21年4月1日 海上自衛隊達第15号〔第34次改正〕  
平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達10条による改正〕  
平成21年10月7日 海上自衛隊達第73号〔第35次改正〕  
平成22年3月15日 海上自衛隊達第5号〔第36次改正〕  
平成23年3月14日 海上自衛隊達第6号〔第37次改正〕  
平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文書管理規則の規定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達16条による改正〕  
平成25年4月1日 海上自衛隊達第11号〔第38次改正〕  
平成26年3月3日 海上自衛隊達第4号〔第39次改正〕  
平成28年3月1日 海上自衛隊達第2号〔第40次改正〕  
平成29年3月31日 海上自衛隊達第15号〔第41次改正〕  
平成29年12月15日 海上自衛隊達第34号〔第42次改正〕  
平成30年3月27日 海上自衛隊達第9号〔第43次改正〕  
平成30年6月5日 海上自衛隊達第22号〔第44次改正〕

自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第22条及び第23条の規定に基づき、海上自衛官服装細則（昭和32年海上自衛隊達第28号）の全部を次のように改正する。

#### 海上自衛官服装細則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛官（以下「自衛官」という。）につき、自衛官服装規則の細部について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すところによる。

- （1）「訓令」とは、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）をいう。
- （2）「部隊等の長」とは、別表第1左欄に掲げる部隊又は機関について、それぞれ当該右欄に掲げる者をいう。
- （3）「地区等」とは、地区、港湾又は水域内をいう。

（服装の斉一）

第3条 2以上の部隊又は機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊病院を含む。以下同じ。）が同一の地区等にある場合においては、その地区等におけるこれらの長のうち階級の上位の者（階級が同じである場合にあっては先任の者）が、これらの部隊又は機関の自衛官の服装の斉一を図らなければならない。ただし、地方総監部の所在地においては、地方総監が服装の斉一を図るものとする。

（上陸時等の場合の服装）

第4条 部隊等の長は、船舶内又は営舎内に居住する海曹長以下の自衛官が上陸又は外出する場合、制服等を着用しないことを許可することができる。

(特殊服装の種類及び着用品)

第5条 訓令第14条に定める特殊服装の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 航空服装
- (2) 航空保護服装
- (3) 防寒服装
- (4) 防暑服装
- (5) 防暑作業服装
- (6) 調理服装
- (7) 航空整備服装
- (8) 艦船等整備服装
- (9) 機関作業服装
- (10) 潜水艦作業服装
- (11) 雨天作業服装
- (12) 衛生作業服装
- (13) 患者服装
- (14) 消防服装
- (15) 体操服装
- (16) 陸上戦闘服装
- (17) 艦艇戦闘服装
- (18) 立入検査服装
- (19) 特別警備服装
- (20) エアクッション艇服装
- (21) エアクッション艇誘導服装
- (22) 特殊勤務服装
- (23) 特殊作業時の服装

2 前項に掲げる服装の着用品の種類、製式及び製式作成担当者は、別表第2に掲げるところによる。ただし、部隊等の長は、状況に応じて着用品の一部を省略することができる。

(制服に準ずる着用品)

第5条の2 訓令第14条の2に規定する着用品以外で制服等と併用して着用することが適当と認められる着用品（以下「制服に準ずる着用品」という。）の種類、着用時期、製式及び製式作成担当者は、別表第3に掲げるところによる。

(製式作成の報告)

第5条の3 前2条の規定による製式作成担当者が着用品の製式又は着用時期を定めた場合は、別紙様式第1により順序を経て海上幕僚長に報告するとともに関係各部隊等に通知するものとする。ただし、前条に規定する着用品については「部隊識別帽」のみ報告するものとする。

(略章の着用)

第5条の4 航空服、航空服上衣、防暑作業服上衣、特殊作業服、潜水艦作業服、陸上戦闘服上衣、陸上戦闘服外衣、陸上戦闘用白色外被、艦艇戦闘服上衣、立入検査服、特別警備服、特別警備服上衣、エアクッション艇服及びエアクッション艇服上衣には、自衛官の階級章の略章に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第51号）別表に定める階級章の略章（以下「略章」という。）を着用するものとする。ただし、任務遂行上、支障がある場合には、部隊等の長は略章の着用を省略させることができる。

2 儀式、広報行事その他部隊等の長が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、防暑作業服上衣、陸上戦闘服上衣及び艦艇戦闘服上衣に乙階級章を、作業服上衣に略章を着用することができる。

3 略章の着用要領は、別図第1のとおりとする。

(き章の着用)

第5条の5 特別警備服には、自衛官の職務又は技能を識別するために用いるき章の制式等に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第6号）第2条第14号に掲げる特別警備き章を着用するものとする。

2 特別警備き章の着用要領は、別図第2のとおりとする。

(航空服装)

第6条 航空服装は、航空機に搭乗することを任務とする者が、航空機に搭乗する場合及び地上において航空機に搭乗するために必要な教育訓練に従事する場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(航空保護服装)

第7条 航空保護服装は、航空機に搭乗することを任務とする者が、航空機に搭乗し、身体の保護上必要がある場合に着用する。

(防寒服装)

第8条 防寒服装は、寒冷時の場合に部隊等の長が定めるところにより着用する。

(防暑服装)

第8条の2 防暑服装は、別に定める場合のほか、赤道を中心とする南北緯度各29度以内の地域に所在し、又は行動する部隊等に勤務する者が、酷暑の場合に部隊等の長の定めるところにより着用することができる。

(防暑作業服装)

第8条の3 防暑作業服装は、酷暑時の軽作業等に従事する場合に、部隊等の長が定めるところにより着用することができる。

(調理服装)

第9条 調理服装は、調理作業に従事する者が、調理を行う場合に着用する。

(航空整備服装)

第10条 航空整備服装は、航空機の整備（航空電子、航空武器及び航空救命を含む。以下同じ。）を任務とする者が航空機の整備を行う場合に着用する。

(艦船等整備服装)

第10条の2 艦船等整備服装は、艦船の甲板作業又はこれに準ずる作業並びに陸上部隊において主として屋外作業に従事する者が、これらの作業を行う場合に着用する。

第11条 削除

(機関作業服装)

第12条 機関作業服装は、艦船の機関部作業又はこれに準ずる作業に従事する者が、これらの作業を行う場合に着用する。

(潜水艦作業服装)

第12条の2 潜水艦作業服装は、潜水艦及び練習潜水艦（以下「潜水艦等」という。）に乗り組む者が、潜水艦等の艦内において部隊等の長の定めるところにより着用する。

(雨天作業服装)

第13条 雨天作業服装は、艦船の甲板作業及び陸上部隊の屋外作業に従事する場合並びに災害派遣又は地震防災派遣に従事する者が、雨天時にこれらの作業を行う場合に着用する。

(衛生作業服装)

第14条 衛生作業服装は、衛生に関する業務を任務とする者が、その業務を行う場合に着用する。

(患者服装)

第15条 患者服装は、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊病院に入院し、又は医務室（艦船内のものを含む。）に入室した場合に着用する。

(消防服装)

第16条 消防服装は、消防業務の任務を命ぜられた者が、消防作業を行う場合及び消防訓練を行う場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(体操服装)

第17条 体操服装は、主に体育としての体操を行う場合に着用する。

2 部隊等の長は、体育の種目により、別表第2に掲げる体操服装の着用品が当該体育の実施上適当でないと認めた場合は、当該体育種目にふさわしいものを着用させることができる。

(陸上戦闘服装)

第17条の2 陸上戦闘服装は、出動、教育訓練等において、部隊等の長が必要と認める場合に着用する。

(艦艇戦闘服装)

第17条の3 艦艇戦闘服装は、自衛艦（砕氷艦を除く。）に乗り組む者が、戦闘部署につく場合及び監視業務を行う場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(立入検査服装)

第17条の4 立入検査服装は、対象船舶（不審船を含む。）の立入検査を任務とする者及び船舶検査活動において対象船舶に乗船しての検査、確認等を任務とする者が、そ

の作業を行う場合及び当該作業を行うための教育訓練に従事する場合で部隊等の長が必要と認める場合に着用する。

(特別警備服装)

第17条の5 特別警備服装は、特別警備隊の隊員が、任務を遂行する場合及び当該任務を遂行するために必要な教育訓練に従事する場合並びに特別警備隊以外の隊員が、特別警備隊の隊員として必要な技能修得のための教育訓練に従事する場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(エアクッション艇服装)

第18条 エアクッション艇服装は、エアクッション艇に乗り組むことを任務とする者が、エアクッション艇に乗り組む場合及び輸送艦上又は陸上においてエアクッション艇に乗り組むために必要な教育訓練に従事する場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(エアクッション艇誘導服装)

第18条の2 エアクッション艇誘導服装は、エアクッション艇の発進、収容等の運用作業に従事する者が、これらの作業を行う場合に着用する。

(特殊勤務服装)

第18条の3 特殊勤務服装は、自衛官が警務、情報、募集及び援護に関係する業務に従事する場合で部隊等の長が必要と認めるときに着用する。

(特殊作業時の服装)

第18条の4 火薬類の取扱い作業、重量物運搬等の荷役作業、高所作業、施設作業、工作作業、特殊車両等の操縦、ハイライン作業等危険を伴う作業に従事する者は、作業の性質に応じて安全帽及び安全靴又はこれらのいずれかを着用するものとし、自動二輪車又は原動機付自転車を運転する者は、乗車用ヘルメットを着用するものとする。

(特殊服装の着用上の基準)

第19条 自衛官は、その所掌業務に従事する場合において当該業務が第6条から前条までの規定にかかるときは、それぞれその規定の定めるところにより当該特殊服装を着用するものとする。

2 部隊等の長が必要と認める場合には、第6条から前条まで（第8条の2を除く。）の規定に係る者以外の者に対し、当該特殊服装を着用させることができる。

(妊婦服)

第20条 妊婦服は、女性自衛官が妊娠により制服を着用できなくなった場合、部隊等の長の許可を得て着用する。

2 妊婦服の制式及び着用要領は別紙第1のとおりとする。

(制服等の一部の着用の省略又は変更)

第21条 自衛官は、勤務上又は職務上特に必要がある場合には、次の各号に掲げるところにより、所定の制服等の一部の着用を省略又は変更することができる。ただし、部隊等の長が制服等の着用の省略又は変更について特に統制の必要があると認める場

合については、この限りでない。

- (1) 自衛官が甲武装をして警衛勤務に従事する場合、常装第1種夏服の着用品に代え常装第3種夏服の着用品（女性第1種夏服スカート及び略帽を除く。）を着用すること及びきやはんの着用を省略すること。
- (2) 儀じょう隊員（指揮官を含む。）が甲武装をする場合、きやはんの着用を省略すること及びけん銃帯（指揮官に限る。）に代え刀帯を着用すること。
- (3) 警務官及び警務官補が警務職務に従事する場合、正帽に代え鉄帽又は鉄帽用中帽を着用すること、制服等以外の着用品のうち警務腕章のみを着用すること並びにけん銃つり、けん銃つりひも及びきやはんの着用を省略すること。
- (4) 艦船乗組員が戦闘部署（訓練を含む。）において乙武装をする場合、けん銃帯又は弾薬帯及びきやはんの着用を省略すること。
- (5) 自衛官が乙武装をして災害派遣、地震災害派遣又は原子力災害派遣に従事する場合、短靴及びきやはんに代え編上靴、整備靴又は安全靴を着用すること及び鉄帽又は鉄帽用中帽に代え安全帽を着用すること。
- (6) 自衛官が電子計算機室等防じん対策を要する区画において勤務（教育訓練を含む。）する場合、短靴に代えて上靴を着用すること。
- (7) 自衛官が室内において勤務（教育訓練を含む。）する場合、冬服（女性冬服）上衣を脱すること。
- (8) 冬服で常装をする場合に、第2種（女性第2種）ワイシャツに乙階級章を着用すること。
- (9) 男子である海士長以下の自衛官（訓令第14条の3第2項に定める者を除く。）が冬服で常装をする場合に、冬服上衣及び甲階級章に代えて、第2種ワイシャツ、ネクタイ及び乙階級章を着用すること。
- (10) 第2種夏服で常装する場合に、ネクタイを着用すること。

(11) 女子である自衛官が艦船等において甲板作業等に従事する場合、女性第3種夏服上衣に代えて第3種夏服上衣を着用すること。

2 特別警備き章は、自衛隊の施設外においては着用しないものとする。また、部隊等の長が、勤務上又は職務上特に着用を不相当と認める場合は、着用しないものとする。

3 自衛官は、建物の内部（格納庫、整備場、倉庫等の作業区画及び部隊等の長が指定した区画を除く。）にある場合には、儀式その他任務遂行上必要がある場合を除き、通常脱帽するものとする。

（制服等の着用時期等）

第22条 地方総監は、気候その他の状況により必要があると認める場合には、当該警備区域内に所在する部隊及び機関（横須賀地方隊の警備区域内については、東京都の特別区、市及び郡の区域を除く。）に勤務する自衛官に対し、夏期において冬用の制服等を、また、冬期において夏用の制服等を着用させることができる。

2 自衛艦隊司令官、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、



海上自衛隊警務隊司令、海上自衛隊潜水医学実験隊司令又は海上自衛隊の機関の長は、その所在する地域の地方総監が前項による定めをしたときは、これにならうように所要の措置を講ずるものとする。

- 3 地方総監が第1項による定めをしたときは、その旨を海上幕僚長に報告するとともに必要と認められる部隊等の長に通知するものとする。

(制服等の着用時期の特例)

第23条 部隊等の長は、次の各号に掲げる場合には、当該部隊等に勤務する自衛官に対し、夏用制服等の着用時期に冬用制服等を、また、冬用制服等の着用時期に夏用制服等を着用させることができる。

- (1) 艦船又は航空機により行動する時期が夏用制服等の着用時期又は冬用制服等の着用時期にまたがる場合で、任務遂行上必要があると認めるとき。
- (2) 転勤（臨時勤務を含む。）、入校、出張等のため旅行する場合で、当該旅行の期間が夏用制服等の着用時期又は冬用制服等の着用時期にまたがる時。
- (3) 公の儀式又は招宴等に参列する場合で、儀礼上必要があると認めるとき。

- 2 自衛官は、留学、訓練、出張等のため、外国において、夏用又は冬用の区分のある制服等を着用する場合には、留学等先の学校等の定める着用時期にならうものとする。

(防衛功労章等の着用)

第23条の2 防衛功労章及び部隊功績貢献章（以下「防衛功労章等」という。）の着用要領は、別紙第2のとおりとする。

(教官経験章の着用)

第23条の3 教官経験章の製式及び着用要領は、別紙第3のとおりとする。

- 2 教官経験章は、通常、地区等、艦船及び航空機内において着用することができる。

(前任伍長識別章の着用)

第23条の4 前任伍長識別章を着用することができる者は、次の表のとおりとし、その製式及び着用要領は、別紙第4のとおりとする。なお、前任伍長識別章を防衛功労章等と併せて着用する場合は、防衛功労章等と重ならない下方の位置に着用するものとする。

種 類	着用することができる者
海上自衛隊前任伍長識別章	前任伍長に関する達（平成15年海上自衛隊達第13号）に規定する海上自衛隊前任伍長
自衛艦隊等前任伍長識別章	前任伍長に関する達に規定する自衛艦隊等前任伍長
護衛隊群等前任伍長識別章	前任伍長に関する達に規定する護衛隊群等前任伍長
部隊等前任伍長識別章	前任伍長に関する達に規定する部隊等前任伍長

- 2 前任伍長識別章は、通常、地区等、艦艇及び航空機内において、着用することができる。

(服装の着用品に関する上申)

第24条 部隊等の長は着用品の追加、変更又は廃止を必要とする場合は、別紙様式第2により順序を経て、海上幕僚長に上申するものとする。

(腕章等の着用)

第25条 部隊等の長は、必要に応じ腕章及び名札を定め、当該部隊等に勤務する自衛官に着用させることができる。

2 前項に規定する腕章及び名札の着用要領は、部隊等の長の定めるところによる。

(国籍記章の着用要領)

第26条 自衛官は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて国籍記章を着用することができる。

(1) 出張若しくは留学又は教育訓練により国外で勤務する場合

(2) 国際緊急援助活動その他の活動により国外に派遣される場合(国際平和協力隊に派遣される場合を除く。)

(3) 国内において外国軍隊と共同して部隊訓練を実施する場合

(4) その他部隊等の長が特に必要と認める場合

2 国籍記章の制式及び着用要領は、別紙第5のとおりとする。

(平和協力隊員記章及び国連記章の着用要領)

第26条の2 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成4年政令第268号。以下「施行令」という。)第5条第1項の規定に基づく記章(以下「平和協力隊員記章」という。)及び施行令第6条の規定に基づく記章(以下「国連記章」という。)は、冬服(女性冬服)上衣、第1種(女性第1種)夏服上衣、第2種(女性第2種)夏服上衣、第3種(女性第3種)夏服上衣、作業服上衣その他部隊等の長が必要と認める制服にそれぞれ着用するものとする。

2 平和協力隊員記章及び国連記章の着用要領は、別図第3のとおりとする。

(統合幕僚長章等の着用要領)

第26条の3 統合幕僚長である自衛官又は統合幕僚監部の職員である自衛官は、統合幕僚長が必要と認めた場合には、航空服、航空服上衣、陸上戦闘服上衣、陸上戦闘服外衣及び艦艇戦闘服上衣の左胸ポケット中央部(ポケットがない場合には、相当する位置)に、それぞれ統合幕僚長章に関する訓令(昭和41年防衛庁訓令第32号)別表第2項に定める布製の統合幕僚長章又は統合幕僚監部の職員章に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第15号)別紙第2項に定める布製の統合幕僚監部職員章を着用することができる。

(海上自衛隊以外に勤務する自衛官の取扱い)

第26条の4 海上自衛隊以外に勤務する自衛官の服装については、この達に定めるもののほか、当該勤務先の長の定めるところによることができる。

(委任規定)

第27条 この達の実施に関し、必要な細部事項は部隊等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和40年12月25日から施行する。ただし、第26条に係る部分については、昭和40年11月20日から適用する。
- 2 海上自衛官の階級章の略章に関する達（昭和37年海上自衛隊達第63号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月30日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和43年11月8日から施行する。ただし、改正後の第22条第1号の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年3月15日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔地方隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則抄〕

1 この達は、昭和51年3月15日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和58年2月4日から施行する。

附 則〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和58年11月24日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、昭和59年9月3日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、平成元年3月24日から施行する。

附 則〔第10次改正による附則〕

この達は、平成2年4月16日から施行する。

附 則〔第11次改正による附則〕

この達は、平成2年8月9日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年2月15日から施行する。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行に伴う訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則〔第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、平成5年4月27日から施行する。

附 則〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成6年10月14日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則〕

この達は、平成7年3月1日から施行する。

附 則〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年6月30日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

1 この達は、平成8年7月24日から施行する。

2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成6年総理府令第63号）附則第2項の規定により、同府令による改正前の作業服上衣を着用する場合の略章の着用要領は、この達の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この達の施行の際、現に使用し、又は貸与するために保管されている防衛庁長官の定める妊婦服用階級章は、この達の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、平成10年4月9日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔第16次改正による附則〕

この達は、平成12年3月1日から施行する。

附 則〔第17次改正による附則〕

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附 則〔第18次改正による附則〕

この達は、平成12年6月16日から施行する。

附 則〔第19次改正による附則〕

この達は、平成12年11月6日から施行し、改正後の海上自衛官服装細則第5条及び第5条の4の規定のうち迷彩服装に係る部分及び第17条の3の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則〔第20次改正による附則〕

この達は、平成12年12月8日から施行する。

附 則〔第21次改正による附則〕

この達は、平成13年3月1日から施行する。

附 則〔第22次改正による附則〕

この達は、平成13年3月27日から施行する。

附 則〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月12日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔第23次改正による附則〕

この達は、平成14年3月29日から施行する。

附 則〔第24次改正による附則〕

この達は、平成14年7月10日から施行する。

附 則〔第25次改正による附則〕

- 1 この達は、平成14年12月3日から施行する。
- 2 自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成6年総理府令第63号）附則第2項の規定により、同府令による改正前の作業服上衣を着用する場合には、この達による改正後の海上自衛官服装細則の規定にかかわらず、略章を着用するものとし、略章の着用要領は、なお従前の例による。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔第26次改正による附則〕

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔第27次改正による附則〕

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔エアクッション艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成16年4月8日から施行する。

附 則〔第28次改正による附則〕

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔第29次改正による附則〕

- 1 この達は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に使用し、又は貸与するために保管されている改正前の海上自衛官服装細則別表第2の規定による陸戦服装については、当分の間、この達による改正後の海上自衛隊服装細則の規定による陸上戦闘服装とみなす。

附 則〔第30次改正による附則〕

- 1 この達は、平成17年11月7日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に使用し、又は貸与するために保管されている改正前の海上自衛官服装細則別表第2の規定による戦闘服装については、当分の間、この達による改正後の海上自衛隊服装細則の規定による艦艇戦闘服装とみなす。

附 則〔第31次改正による附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（この達の第30条による改正前の様式を除く。）の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔第32次改正による附則〕

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 自衛官の階級章の略章に関する訓令の一部を改正する訓令（平成20年防衛省訓令第18号）附則第2項の規定による改正前の自衛官の階級章の略章に関する訓令別表に規定する略章の着用要領については、この達による改正後の海上自衛官服装細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔第33次改正による附則〕

この達は、平成20年7月7日から施行する。

附 則〔第34次改正による附則〕

この達は、平成21年4月1日から施行する。



附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔第35次改正による附則〕

- 1 この達は、平成21年10月7日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に一般海曹候補学生である者については、この達による改正後の海上自衛官服装細則第21条の規定は、適用しない。

附 則〔第36次改正による附則〕

この達は、平成22年3月15日から施行する。

附 則〔第37次改正による附則〕

- 1 この達は、平成23年3月14日から施行する。
- 2 海上自衛官服装細則別表第2の航空保護服装に係る着用品の種類については、この達による改正後の海上自衛官服装細則の規定にかかわらず、略章（低視認型）を貸与され着用できるまでの間、なお従前の例による。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔第38次改正による附則〕

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔第39次改正による附則〕

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔第40次改正による附則〕

この達は、平成28年3月1日から施行する。

附 則〔第41次改正による附則〕

この達は、平成29年3月31日から施行する。

附 則〔第42次改正による附則〕

この達は、平成30年1月4日から施行する。

附 則〔第43次改正による附則〕

（施行期日）

- 1 この達は、平成30年3月27日から施行する。  
（経過措置）
- 2 自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年防衛省令第2号）附則第2項の規定により、当分の間、用いることができる改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第3(一)イの規定による第2種夏服上衣、第2種夏服ズボン、女性第2種夏服上衣及び女性第2種夏服ズボンの区分及び着用要領については、この達による改正後の海上自衛官服装細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔第44次改正による附則〕

この達は、平成30年6月5日から施行する。

## 別紙第1（第20条関係）

### 妊婦服の制式及び着用要領

#### 1 妊婦服の制式

地 質	冬 服	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	夏 服	黒色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
制 式	形	ジャンパースカートとし、形状は図のとおりとする。
	襟	U字襟とする。
	肩 章	外側の端をそで付けに縫い込み、襟側をボタン1個で留める。
	前 面	シングル前開きとし、中央にボタン4個を1行につける。腰部左右にポケットをつける。スカートはフレアとする。
	その他	両脇に調整用ベルトをつける。

#### 妊 婦 服



#### 2 着用要領

- (1) 女性正（略）帽、女性第1種（第2種）ワイシャツ、ネクタイ、女性第1種（第2種）短靴と併せて着用するものとし、女性第1種（第2種）外とう及び女性雨衣は適宜着用することができる。

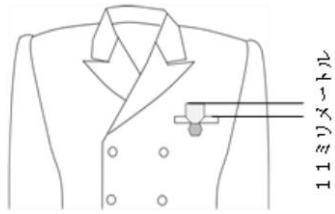
また、必要な場合は、別表第3に掲げる着用品を着用することができる。

- (2) ネクタイについては、部隊等の長の許可を得て着用しないことができる。
- (3) 階級章は、乙階級章を着用する。

別紙第2 (第23条の2関係)

1 防衛功労章等の着用要領

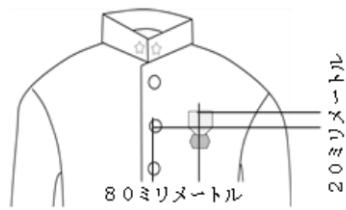
(1) 3等海曹以上の自衛官の冬服上衣



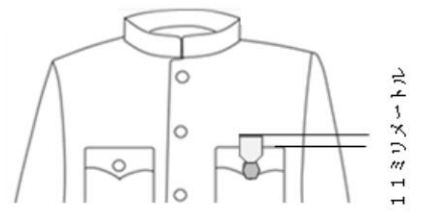
(2) 海士長以下の自衛官の冬服上衣及び第1種夏服上衣



(3) 航空学生である自衛官の冬服上衣及び第1種夏服上衣



(4) 3等海曹以上の自衛官の第1種夏服上衣



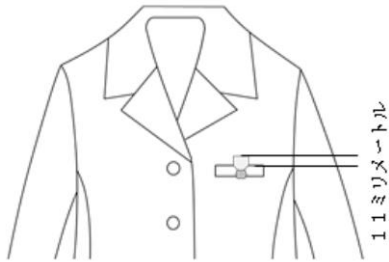
(5) 第2種夏服上衣及び女性第2種夏服上衣



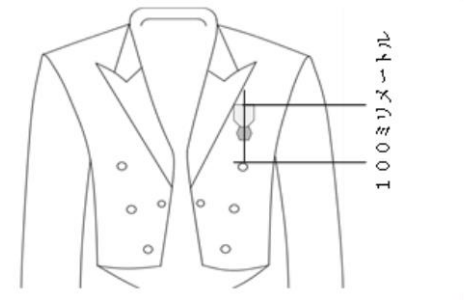
(6) 女性冬服上衣



(7) 女性第1種夏服上衣

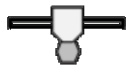


(8) 礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣



2 防衛功労章等を着用する場合は、次のとおりとする。

(1) 防衛功労章等を1種類着用する場合



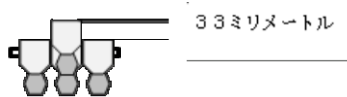
(2) 防衛功労章等を2種類着用する場合



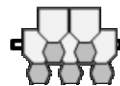
(3) 防衛功労章等を3種類着用する場合



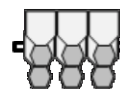
(4) 防衛功労章等を4種類着用する場合



(5) 防衛功労章等を5種類着用する場合



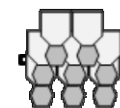
(6) 防衛功労章等を6種類着用する場合



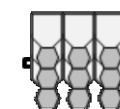
(7) 防衛功労章等を7種類着用する場合



(8) 防衛功労章等を8種類着用する場合



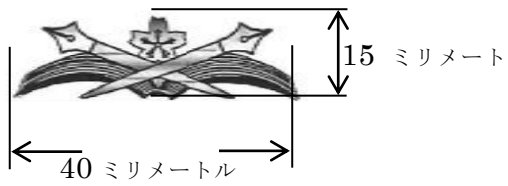
(9) 防衛功労章等を9種類着用する場合



### 別紙第3（第23条の3関係）

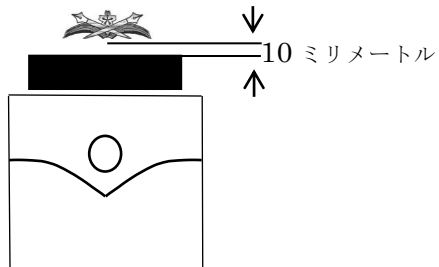
#### 1 製式

いぶし銀の金属製のものとし、いぶし銀の書籍、ペン及び桜花を組み合わせたものとする。形状及び寸法は、次の図のとおりとする。



#### 2 着用要領

常装の右胸名札の上部10ミリメートルの位置（名札がない場合にあっては、この位置に相当する位置）に着用するものとする。



別紙第4 (第23条の3関係)

先任伍長識別章の製式及び着用要領

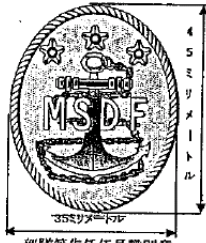
1 製式

(1) 寸法及びデザイン

海上自衛隊先任伍長識別章



自衛艦隊等先任伍長識別章



護衛隊群等先任伍長識別章



部隊等先任伍長識別章



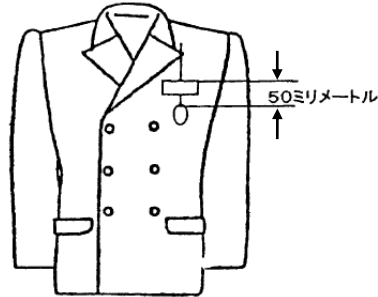
(2) 材質及び色彩等

金色の金属製台地に金色の錨及び銀色の桜花及び英字でMSDFの文字を配座する。布製識別章については、金色布製台地に、金糸で錨と銀糸で桜花及び英字のMSDFの文字を刺しゅうする。

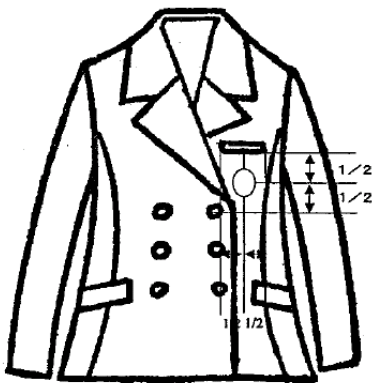
2 着用要領

(1) 金属製識別章

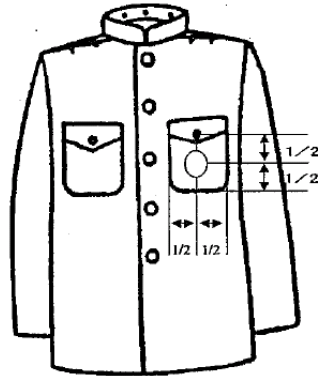
ア 冬服上衣



イ 女性冬服上衣



ウ 第1種夏服上衣

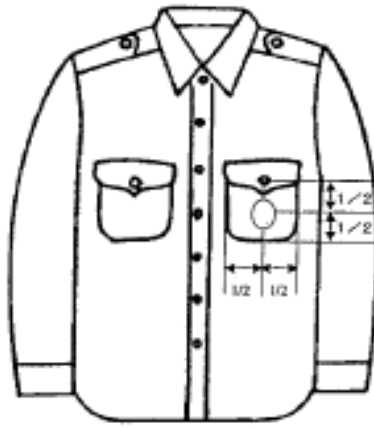




ニ 女性第1種夏服上衣



オ 第2種夏服上衣及び女性第2種夏服上衣



カ 第3種夏服上衣

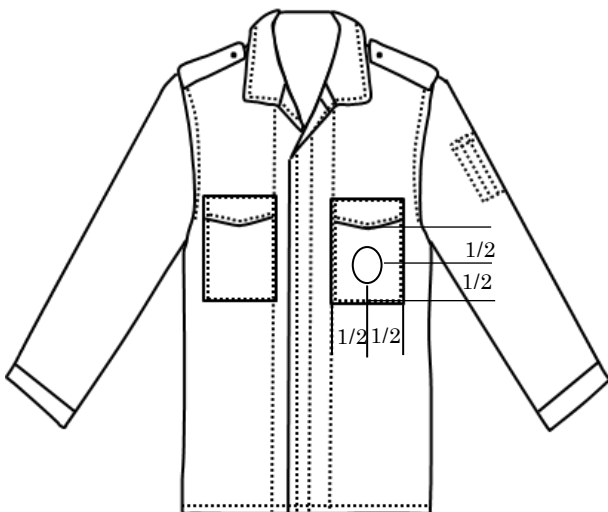


キ 女性第3種夏服上衣



(2)布製識別章

作業服上衣



## 別紙第5（第26条関係）

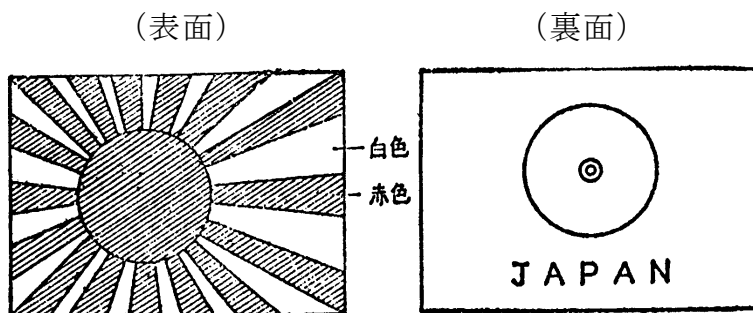
### 国籍記章の制式及び着用要領

#### 1 常装用

##### （1）制式

白色の地に赤色の日章及び光線を配し、七宝焼とする。

形状及び寸法



縦 12ミリメートル

横 18ミリメートル

日章直径 6ミリメートル

日章中心 記章の中心から左辺に縦の6分の1偏すること

光線幅 日章の中心から11度4分の1に開いた広さ

光線間隔 同上

##### （2）着用要領

国籍記章の着用要領は、冬服（女性冬服）上衣は左襟、第1種（女性第1種）夏服上衣、第2種（女性第2種）夏服上衣及び第3種（女性第3種）夏服上衣はそれぞれ左胸に着用する。ただし、留学する地域の学校等で別段の定めがある場合はそれに従い、定めのない場合は、留学中の先任者が統一を図るものとする。

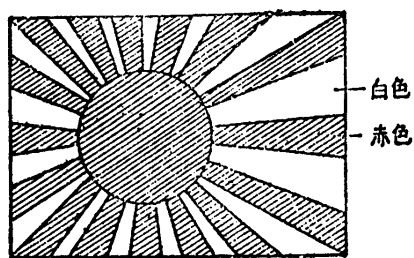
#### 2 作業服装及び特殊服装

##### （1）上腕部用

###### ア 制式

白色の布製台地に赤色の糸で日章及び光線を刺しゅうする。

形状及び寸法



縦 40ミリメートル

横 60ミリメートル

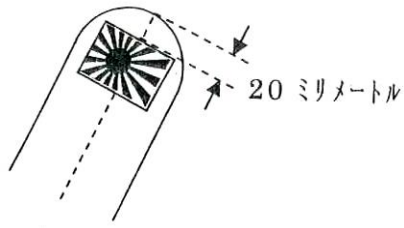
日章直径 20ミリメートル

日章中心 記章の中心から左辺に縦の6分の1偏すること

光線幅 日章の中心から11度4分の1に開いた広さ

光線間隔 同上

イ 着用要領（左腕）

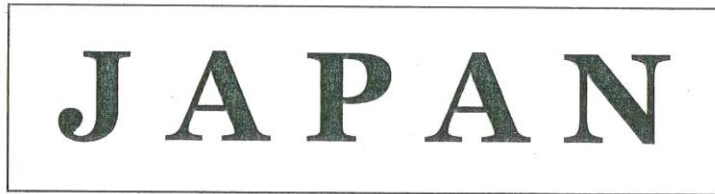


(2) 胸 用

ア 制 式

作業服装には上衣の地質と同色又はその類似色の布製台地に銀糸で、特殊服装には上衣の地質と同色又はその類似色の布製台地に黒糸又は茶糸で「J A P A N」の文字を刺しゅうする。

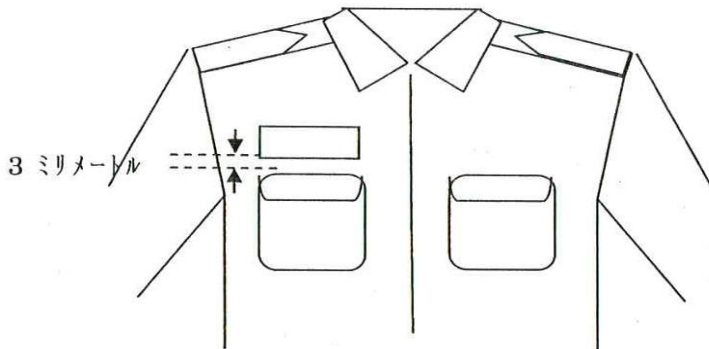
形状及び寸法



縦 25ミリメートル

横 90ミリメートル

イ 着用要領（右胸ポケット部）



別紙様式第1（第5条の3関係）

海上幕僚長 殿  
（ 経由）

製式作成担当者

着用品の製式について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 着用品の名称
- 2 着用対象者
- 3 理由
- 4 地質及び製式（形状は図示すること。）
- 5 その他

別紙様式第2（第24条関係）

海上幕僚長 殿  
（ 経由）

部隊等の長

着用品の追加（変更、廃止）について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 着用品の名称
- 2 着用対象者
- 3 追加（変更、廃止）する理由
- 4 地質及び製式（形状は図示する。廃止の場合は記載不要）
- 5 その他

別表第1（第2条関係）

海上幕僚監部	海上幕僚長
自衛艦隊司令部	自衛艦隊司令官
護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官
航空集団司令部	航空集団司令官
潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官
掃海隊群司令部	掃海隊群司令
地方総監部	地方総監
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官
システム通信隊群司令部	システム通信隊群司令
海上自衛隊警務隊	海上自衛隊警務隊司令
海上自衛隊潜水医学実験隊	海上自衛隊潜水医学実験隊司令
印刷補給隊	印刷補給隊司令
東京音楽隊	東京音楽隊長
海上自衛隊東京業務隊	海上自衛隊東京業務隊司令
学校	学校長
海上自衛隊補給本部	海上自衛隊補給本部長
海上自衛隊艦船補給処	海上自衛隊艦船補給処長
海上自衛隊航空補給処	海上自衛隊航空補給処長
海上自衛隊航空補給処下総支処	海上自衛隊航空補給処下総支処長
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊 地区病院	病院長
護衛隊群司令部	護衛隊群司令
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令
航空群司令部	航空群司令
潜水隊群司令部	潜水隊群司令
情報業務群司令部	情報業務群司令
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令
開発隊群司令部	開発隊群司令
教育航空群司令部	教育航空群司令
作戦情報支援隊	作戦情報支援隊司令
基礎情報支援隊	基礎情報支援隊司令
電子情報支援隊	電子情報支援隊司令

指揮通信開発隊	指揮通信開発隊司令
艦艇開発隊	艦艇開発隊司令
航空プログラム開発隊	航空プログラム開発隊司令
試験所	試験所長
護衛隊	護衛隊司令
海上訓練指導隊	海上訓練指導隊司令
誘導武器教育訓練隊	誘導武器教育訓練隊司令
潜水隊	潜水隊司令
掃海隊	掃海隊司令
特別警備隊	特別警備隊長
輸送隊	輸送隊司令
海上補給隊	海上補給隊司令
海上訓練支援隊	海上訓練支援隊司令
練習隊	練習隊司令
練習潜水隊	練習潜水隊司令
潜水艦教育訓練隊	潜水艦教育訓練隊司令
潜水艦基地隊	潜水艦基地隊司令
掃海業務支援隊	掃海業務支援隊司令
航空隊	航空隊司令
教育隊	教育隊司令
警備隊	警備隊司令
防備隊	防備隊司令
弾薬整備補給所	弾薬整備補給所長
造修補給所	造修補給所長
基地業務隊	基地業務隊司令
衛生隊	衛生隊長
音楽隊	音楽隊長
基地分遣隊	基地分遣隊長
システム通信隊	システム通信隊司令
移動通信隊	移動通信隊司令
保全監査隊	保全監査隊司令
対潜資料隊	対潜資料隊司令
気象資料管理隊	気象資料管理隊長
海洋観測所	海洋観測所長

システム通信分遣隊	システム通信分遣隊長
航空修理隊	航空修理隊司令
航空管制隊	航空管制隊司令
機動施設隊	機動施設隊司令
整備補給隊	整備補給隊司令
標的機整備隊	標的機整備隊司令
航空基地隊	航空基地隊司令
教育航空隊	教育航空隊司令
地方隊、練習艦隊、海洋業務・対潜支援群、潜水隊群及び開発隊群の直轄自衛艦	直轄自衛艦の長
地方警務隊	地方警務隊長
横須賀潜水艦教育訓練分遣隊	横須賀潜水艦教育訓練分遣隊長
呉掃海業務支援分遣隊	呉掃海業務支援分遣隊長
航空派遣隊	航空派遣隊長



別表第2（第5条、第5条の4、第5条の5関係）

特殊服装の着用品

項	特殊服装の種類	着用品の種類	着用品の製式及び製式作成担当者
1	航空服装	航空帽、航空マフラー、航空服、航空服上衣、航空手袋、航空靴、航空眼鏡、略章(第1種低視認型)	略章（第1種低視認型）以外の着用品については、海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」（製式作成担当者）という。）の定めるところによる。この場合、（装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第19条の規定により防衛省規格に制定された着用品は除く。以下同じ。）
2	航空保護服装	航空帽、航空マフラー、耐水服、耐寒服、航空手袋、耐水手袋、耐水靴、航空眼鏡、略章（第1種低視認型）（耐水服又は耐寒服の常時着用型に限る。）	補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
3	防寒服装	防寒帽、防寒マフラー、防寒服上衣、防寒服ズボン、潜水艦等服（潜水艦等及びミサイル艇の乗員に限り防寒服に代えて潜水艦等服を着用することができる。）、防寒手袋、防寒靴、防寒眼鏡、防寒覆面、防寒耳覆い、防寒靴下	補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
4	防暑服装	正帽、略帽、防暑帽、防暑服上衣、防暑ズボン、短靴（白色又は黒色、海曹長以下は黒色）、防暑長靴下（准海尉以上は白色、海曹長以下は黒色）、丙階級章、第1種夏服バンド	正帽、略帽、短靴、丙階級章、第1種夏服バンドは、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。）別表第3に掲げるもの。その他の着用品については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
5	防暑作業服装	作業帽若しくは略帽又は防暑作業帽、防暑作業服上衣、作業服ズボン又は防暑作業服ズボン、編上靴、短靴（黒色）、作業靴又は	防暑作業帽、防暑作業服上衣、防暑作業服ズボン及び防暑靴は、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。

		防暑靴、略章（識別型）	ろによる。その他の着用品（略章（識別型）を除く。）については、施行規則別表第3に掲げるもの。	
6	調理服装	調理帽、調理服上衣、調理服ズボン、調理用前掛け、調理用長靴	作業帽及び略帽は、施行規則別表第3に掲げるもの。その他の着用品（略章（識別型）を除く。）については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。	
7	航空整備服装	整備帽、特殊作業服、作業外衣、誘導服、整備靴、略章（識別型）		
8	艦船等整備服装	作業帽又は略帽、特殊作業服、作業外衣（航空整備服装の作業外衣に同じ。）、安全靴又は作業靴		
9	機関作業服装	作業帽又は略帽、特殊作業服、安全靴、略章（識別型）		
10	潜水艦作業服装	作業帽又は略帽、潜水艦作業服、潜水艦作業靴、略章（識別型）		
11	雨天作業服装	作業帽又は略帽、特殊雨衣上衣、特殊雨衣ズボン、ゴム長靴		
12	衛生作業服装	手術帽、看護帽、手術衣、看護衣、外衣		
13	患者服装	患者衣、患者用外衣		
14	消防服装	防火ヘルメット、防火衣上衣、防火衣ズボン、防火手袋、防火靴		
15	体操服装	体操帽、体操服上衣、体操服ズボン、体操靴		体操服上衣及び体操服ズボンは色相を白色又は紺色系統とし、型式を、トレーニングシャツ（ランニングシャツを含む。）、トレーニングパンツ又はジャージ型とするほかその他の細部並びに体操帽及び体操靴については、部隊等の長（製式作成担当者）の定めるところによる。

16	陸上戦闘服装	鉄帽（鉄帽用中帽）又は陸上戦闘帽若しくは陸上戦闘用白色帽（陸上戦闘用白色面覆）、陸上戦闘鉄帽覆、陸上戦闘服上衣（陸上戦闘外衣）又は陸上戦闘用白色外被、陸上戦闘服ズボン又は陸上戦闘用白色ズボン、陸上戦闘用雨衣、陸上戦闘手袋又は陸上戦闘用白色手袋、半長靴又は中編上安全靴もしくは陸上戦闘用白色防寒靴、略章（紺色系迷彩模様陸上戦闘服にあつては第2種低視認型を使用し、それ以外にあつては第1種低視認型を使用する。）	略章（第1種低視認型及び第2種低視認型）以外の着用品については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
17	艦艇戦闘服装	鉄帽又は作業帽又は略帽、艦艇戦闘面覆、艦艇戦闘服上衣、艦艇戦闘服ズボン、艦艇戦闘服バンド、艦艇戦闘靴、艦艇戦闘手袋、略章（識別型）	作業帽及び略帽は、施行規則別表第3に掲げるもの。その他の着用品（略章（識別型）を除く。）については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
18	立入検査服装	立入検査帽、立入検査服、立入検査手袋、立入検査靴、略章（識別型）	略章（識別型）以外の着用品については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
19	特別警備服装	顔面覆又は作業帽又は略帽若しくは立入検査帽、特別警備服、特別警備服上衣、特別警備手袋、特別警備靴、特別警備き章、略章（第1種低視認型）	作業帽及び略帽は施行規則別表第3に掲げるもの。その他の着用品（特別警備き章、略章（第1種低視認型）を除く。）については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。

20	エアクッション艇服装	作業帽又は略帽、エアクッション艇服、エアクッション艇服上衣、エアクッション艇手袋（航空手袋に同じ。）、安全靴、略章（第1種低視認型）	作業帽及び略帽は施行規則別表第3に掲げるもの。その他着用品（略章（第1種低視認型）を除く。）については、補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
21	エアクッション艇誘導服装	作業帽又は略帽、特殊作業服、作業外衣（航空整備服装の作業外衣に同じ。）、誘導服（航空整備服装の誘導服に同じ。）、安全靴、略章（第1種低視認型）	
22	特殊勤務服装	背広服（上衣、ズボン）、防寒コート	補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。

#### 備考

- 1 「略章（第1種低視認型）」とは、自衛官の階級章の略章に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第51号）別表海上自衛官の略章の表（以下この表備考において「訓令略章表」という。）でいう「黒色の布製台地に黒糸で縁どりし濃茶糸の織出し若しくは刺しゅう」により階級章を模したものをいう。
- 2 「略章（第2種低視認型）」とは、訓令略章表でいう「青色、紺色及び黒色若しくはこれらの類似色の迷彩模様の布製台地に灰青糸で縁どりし灰糸の織出し若しくは刺しゅう」により階級章を模したものをいう。
- 3 「略章（識別型）」とは、訓令略章表でいう「黒色の布製台地に黒糸で縁どりし金糸、銀糸若しくは赤糸の織出し若しくは刺しゅう」により階級章を模したものをいう。

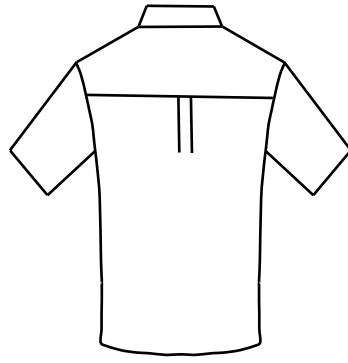
## 別表第3（第5条の2関係）

## 制服に準ずる着用品

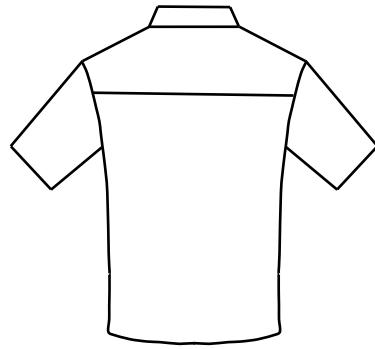
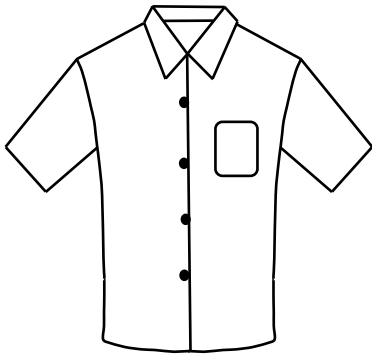
項	着用品の種類	着用時期	着用品の製式及び製式作成担当者
1	部隊識別帽	自衛隊の施設（艦船、航空機等を含む。）内において、部隊等の長が勤務上必要があると認めた場合、略帽、作業帽、航空帽、整備帽に代えて着用することができる。	野球帽型とするほか細部については部隊等の長（製式作成担当者）の定めるところによる。
2	防水用帽子覆い	降雨、降雪時に正帽を着用する場合。	無色とする。
3	防寒用耳覆い	寒冷時において部隊等の長が必要と認めた場合。	黒色、白色又は紺色とする。
4	サングラス	酷暑時等日差しの強い中での通勤、上陸等の場合又は部隊等の長が必要と認めた場合。	部隊等の長（製式作成担当者）の定めるところによる。
5	マフラー	寒冷地において第1種外とう又は第2種外とうを着用する場合に限り着用することができる。	黒色、白色又は紺色とする。
6	半そでワイシャツ	5月1日から10月31日までの間、施行規則別表第3に規定する第2種夏服上衣（女性第2種夏服上衣）代えて着用することができる。ただし、儀式及びこれに準ずる場合を除く。	カーキ色若しくはその類似色の毛織物、綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは、交織織物とする。形状は図のとおりとする。
7	シャツブラウス	女性第1種夏服又は妊婦服を着用する場合、女性第1種（第2種）ワイシャツに代えて着用することができる。	白色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。形状は図のとおりとする。
8	スコードロンマーク	航空服装をする場合、航空服の右上腕部又は航空服上衣の右胸部に着用することができる。	部隊等の長（製式作成担当者）の定めるところによる。
9	ショルダーバッグ	女性自衛官が制服等を着用する場合、携行することができる。	黒色又は白色（白色は夏服着用時に限る。）で形状は、

			補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
10	防寒用手袋 掃海用手袋 作業用手袋	寒冷時又は諸作業において部隊等の長が定める場合。	防寒用手袋は黒色、紺色又は茶色とする。 掃海用手袋、作業用手袋は補本長（製式作成担当者）の定めるところによる。
11	防水用ズボン	作業等において部隊等の長が必要と認めた場合又は降雨、降雪時の通勤若しくは上陸等の場合。	無色、黒色又は紺色とする。
12	靴 下	制服等を着用する場合。	男子である自衛官は黒色とする。ただし、幹部自衛官、准海尉及び幹部自衛官の候補者たる海曹長が白色の短靴を着用する場合及び音楽隊の海曹長以下の自衛官が演奏服装又は演奏略服装で白色の短靴を着用する場合は、白色とする。女子である自衛官は肌色又は白色（女性第3種短靴（白色）を着用する場合及び作業服装等の場合）若しくは黒色（女性第3種短靴（黒色）を着用する場合）とする。
13	レインシューズ 又はゴム長靴	降雨、降雪時の通勤、上陸等又は作業の場合、その他部隊等の長が必要と認めた場合。	男子である自衛官は黒色とし、女子である自衛官は黒色又は白色とする。
14	女性用防寒靴 （ブーツ）	防寒用として部隊等の長が必要と認めた場合。	黒色の革製又はビニール製のものとし、部隊等の長（製式作成担当者）の定めるところによる。
15	セーター	妊婦服を着用する場合で、部隊等の長が必要と認めるとき。	黒、紺及び白系統とする。
16	靴		黒系統のローヒールとする。

半そでワイシャツ



シャツブラウス



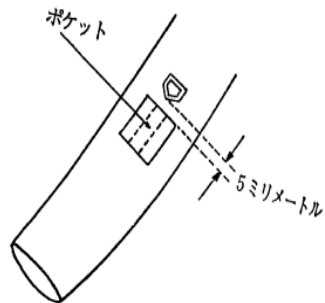
別図第1（第5条の4関係）

略章の着用要領

1 略章の着用要領（海士を除く。）

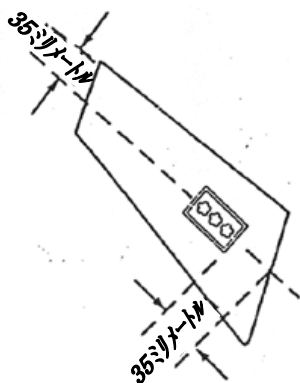
- (1) 航空服、航空服上衣、立入検査服、エアクッション艇服及びエアクッション艇服上衣

次を基準として、左そでに着用する。



- (2) 作業服上衣、防暑作業服上衣、特殊作業服、潜水艦作業服、陸上戦闘服上衣及び艦艇戦闘服上衣

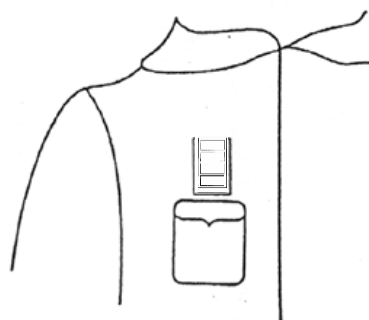
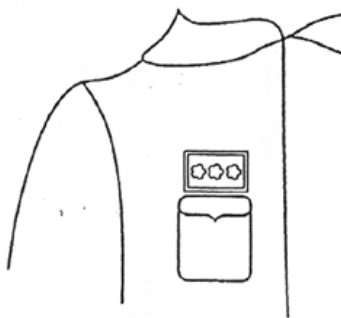
次を基準として、両襟に着用する（図は右襟を示す。）。



- (3) 陸上戦闘服外衣、陸上戦闘用白色外被、特別警備服及び特別警備服上衣
- 次を基準として、右胸に着用する。

ア 将官

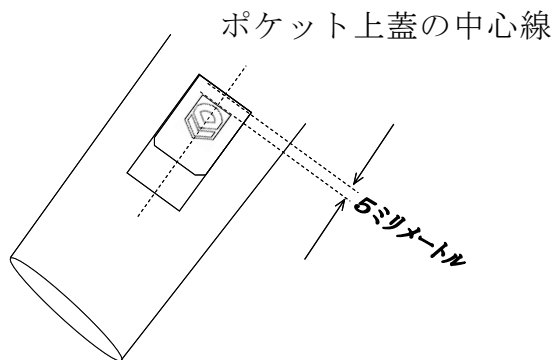
イ 佐官、尉官及び海曹





(4) 航空保護服

次を基準として、左そでに着用する。



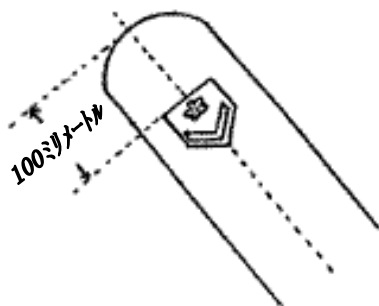
2 略章の着用要領（海士）

(1) 航空保護服

第1項第4号の着用要領と同じとする。

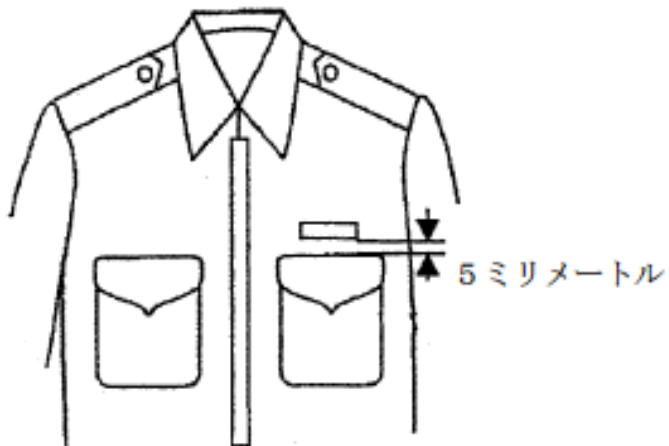
(2) その他の服装

次を基準として、右そでに着用する。



別図第2（第5条の5関係）

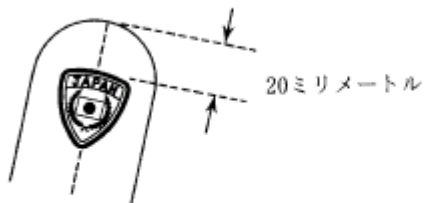
特別警備き章の着用要領



別図第3（第26条の2関係）

平和協力隊員記章及び国連記章の着用要領

1 平和協力隊員記章(左腕につける。)



ただし、階級章、海曹候補者記章又は略章と重なる場合には、平和協力隊員記章を肩の縫い目から20ミリメートル以内とし、各記章の外縁がそれぞれ接するように着用するものとする。

2 国連記章(右腕につける。)

